

2009年3月5日

山梨学院大学大学院法務研究科  
研究科長 荒牧重人 殿

(財)日弁連法務研究財団  
理事長 新堂幸司

### 異議申立てに対する回答書

(財)日弁連法務研究財団(以下「当財団」という。)が2008年10月10日に決定した山梨学院大学大学院法務研究科に対する評価報告書(以下「評価報告書」という。)に対して、同研究科(以下「申立校」という。)から2008年11月13日付けでなされた異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)につき、異議審査委員会による審査(2008年12月17日及び2009年1月8日)の結果を踏まえ、認証評価評議会により決定(2009年1月30日)した当財団の回答は、下記のとおりです。

### 記

#### 結 論

本件異議申立ての対象となった点について、評価報告書を修正すべき理由はない。

#### 理 由

##### 1 本件異議申立ての対象

本件異議申立ては、申立校が評価基準9-1-2(成績評価の厳格な実施)について「成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されているとはいえない」として不適合評価をした評価報告書の判断に対するものである。

本基準は法令由来基準であるため、申立校が評価基準に適合していないと認定されることになる。

## 2 評価報告書の判断

成績評価基準の設定は、成績評価を受ける学生にあらかじめ成績評価基準を示し、当該基準を念頭に置いて授業を受け学習を進めた上で試験等を受け、その基準に従った評価を受けるというプロセスを組むことが、成績評価の客観性を担保する上で有効であるという考えから「厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること(9-1-1)」とされ「成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること(9-1-2)」が求められている。

評価報告書が申立校を本基準について不適合とした理由は、申立校が「再試験についてその定期試験と同一問題を出題する、定期試験と同一問題をレポートで出題する、などといった再試験の実施に疑問のある例が相当数あり、また、一度D評価をしながら再試験を行って全員単位取得を認める、定期試験と同一問題で再試験をして全員単位取得を認める、再試験において択一問題数問のみを出題する、などといった対応は厳格な成績評価とはいえない。

再試験において、定期試験と同一の問題を出題することは、教育効果の点とはともかく、成績評価としては不適切といわざるを得ない。」ということにある。

## 3 申立校の異議の内容

評価報告書は厳格な成績評価の基準を明示せずに「成績評価の厳格な実施」について評価をしている。

成績評価に関する第三者評価の歴史は浅く評価の基準や方法が確立しているとはいえず、また共通の認識も十分に形成されておらず、法科大学院教育も発足したばかりで授業や成績評価の方法等も模索中である現状においては、成績評価にかかわる認証評価は慎重に行うべきである。

担当教員が、一番効果的であると考える試験及び評価の方法について、同一問題を使用しているというような形式的な理由で否定したのでは法科大学院教育の画一化と形式化を招く結果になるおそれがある。

再試験の運用については有効な方法を様々な見地から模索・検討しており「不適合」の評価は時期尚早である。

## 4 異議に対する判断

### (1) 厳格な成績評価にかかわる基準の明示及び慎重な認証評価(異議の内容)について

厳格な成績評価基準とは学生が修得すべき内容(水準)に照らし個々の学生がどの程度まで到達したかを中心に据えた厳格な評価ができる基準を

いう。この点について、申立校は、成績評価に関する第三者評価の歴史は浅く評価の基準や方法が確立しているとはいえず、また共通の認識も十分に形成されておらず、法科大学院教育も発足したばかりで授業や成績評価の方法等も模索中であると主張しているが、仮にそうであるとしても、当財団は「評価判定の視点」として成績評価の基準を公表（(財)日弁連法務研究財団「法科大学院評価基準・規定集」）し、評価委員会はこれに基づいて、評価チーム、評価委員会分科会、評価委員会と数段階にわたる検討を経て評価報告書原案を作成し、これについて申立校の意見を聴いた上、再度評価委員会で検討して評価報告書を作成しており、慎重な評価をしているものと認められる。

なお、成績評価の具体的な内容は、多様であり、一義的に決することはできないが、それが「厳格な成績評価」というためには評価の基準及び方法が法科大学院の授業の成果が求められる水準に到達していることを判定するために必要かつ十分な客観性（恣意性の排除・公平性の具備など）を有していることが求められる。

## （２）再試験で同一問題を出題すること（異議の内容）について

法科大学院における成績評価は、当該法科大学院の学生が修得すべき内容（水準）に照らし個々の学生の当該科目における到達度を確認するためのものである。

申立校は、再試験において定期試験と同一問題の出題をすることについて、法科大学院における試験問題は実際の裁判や事件を素材にして、学説や判例の基礎的な知識をもとにした事例分析・法的思考・論理的表現等に関する能力を問うものであるため、同一問題を出題したからといって一つの正解があるわけでもないし、学生間に不公平が生じるとは必ずしもいえないと主張し、定期試験と同一問題によるレポート試験について、レポート試験に加えて口頭試問を行い、レポートの内容や到達点を審査した上で最終評価をしており、この方法が合格水準の判断と学生の着実な学力形成との両方を図ることのできる有効な方法であると主張する。

しかし、再試験において定期試験と同一問題が出題されたならば再試験対象者は定期試験で既に考察し、試験後に問題について解説、講評を受けたことのある問題について再度解答することになるのであるから、当該問題についての理解度が深まるのは当然である。定期試験は当該科目において修得すべきものとされた到達度を確認するためのものであって、再試験において同一問題を再度解答させることは、当該問題の理解度を深める効果はあっても、これによって定期試験において、当該科目の単位取得を認

めるだけの到達度に達していないと判定された再試験対象者の当該科目の到達度を正確に確認することはできず、厳格な成績評価がなされているとはいえない。定期試験と同一問題によるレポート試験は再試験対象者の学力形成という教育効果はあるとしても、定期試験と同一問題による再試験と同様に厳格な成績評価とはいえない。

法科大学院の成績評価のための試験問題は、当該科目における学習のうち特定の分野についての到達度を測り、それをもって全体を推し測るものにならざるを得ない。再試験は、定期試験の問題とは別の問題（観点）で到達度を改めて判定し、ここで相当の成績が得られたならば、定期試験における到達度認定を改めることができるものと考えられる。定期試験と同じ問題による再試験を行ったとすれば、再試験での成績向上は、当該授業によるものではなく、特定の論点についてのみ学習を深めたものに過ぎないので、定期試験による到達度認定の結果を覆すに足る成績評価といえないことは明らかである。

申立校が再試験の運用について有効な方法を様々な見地から模索・検討中であるとしても「不適合」の評価が時期尚早ということとはできない。

なお、申立校は、評価報告書公表後の2008年11月12日、法務研究科委員会申し合わせで定める大学院法務研究科再試験実施要領のうち再試験について、再試験は筆記試験によって行うこと、定期試験と同一の内容の出題をしてはならないことに改正した。これによって申立校が厳格な成績評価を行うための一歩を踏み出したものと思われるが、評価報告書の結論に影響しない。

以上のとおり、本基準について不適合とした評価報告書の判定は妥当であり、本件異議申立ては理由がない。

以上